開示資料

一般社団法人加賀国家戦略特区推進機構 入退会に関する規程

令和８年１月２８日制定

（趣旨）

第１条 この規程は、一般社団法人加賀国家戦略特区推進機構（以下「機構」という。）定款に定めるもののほか、会員の入会及び退会等に関し必要な事項を定めるものとする。

（入会の申込）

第２条 正会員又は準会員になろうとするものは、様式第１号又は様式第２号により機構に申し込むものとする。

２ 前項の規定により申込をしようとするときは、機構が別途定める「コンプライアンスに関する誓約書（様式第３号）」を機構に提出しなければならない。

（会員資格）

第３条 同一企業内又は同一団体内で複数の入会申し込みがある場合には、原則としていずれか一の法人又は団体が正会員となり、その他は準会員となる。

２ 親会社及び子会社又は関連会社の関係にある複数の法人が入会を申し込む場合には、いずれか一の法人が正会員となり、その他は準会員となる。ただし、理事会が事業推進上特に必要と認めた場合は、この限りではない。

３ 個人とその所属する企業又は団体の入会申し込みがある場合には、原則として企業又は団体が正会員となり、個人は準会員となる。

（準会員の役割と役職の委嘱）

第４条 機構の事業を専門的に支援するため、準会員のうちから以下の役職を置くことができる。

（１） 顧問：機構の経営戦略および国家戦略特区全体の構想に関し、大局的な助言を行う

（２） フェロー：特定の技術分野、行政手続、またはプロジェクト推進に関し、高度な専門知見の提供および実務支援を行う。

（３） オブザーバー：中立的な立場から助言および評価を行う。

２ 前項に定める役職は、理事会の決議を経て、代表理事が委嘱する。

３ 第１項に定める役職の委嘱期間は原則として１年とし、再任を妨げない。ただし、対象者が準会員の資格を喪失したときは、その役職を当然に解任されるものとする。

（退会の届出）

第５条 会員は、退会しようとする場合は、様式第４号により機構に届け出るものとする。

ただし、１か月以上前に機構に対して予告をするものとする。

（変更の届出）
第６条 第３条に規定する入会申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに機構に届け出るものとする。

（改正及び廃止）
第７条 この規程の改正又は廃止は、理事会の決議による。

附則
この規程は、令和８年５月１５日から施行する。